

和気町入学一時金貸付募集について

1. 貸付けの条件(すべてを満たすこと)

- (1) 和気町に3年以上引き続き住民登録を有する者
- (2) 和気町に住民登録を有する者の子女で中学校卒業以上の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、高等学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程、専門課程)に入学が内定した者
- (4) 特別の家庭的事情または生活困窮のため、入学一時金の調達が困難な者
- (5) 勉学意欲が盛んな者

2. 貸付金額及び利子

入学一時金の貸付額は次のとおりとし、無利子で貸付する。

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)は、50,000円以内
- (2) 大学・短期大学・専修学校(専門課程)は、100,000円以内

3. 貸付申請に必要な書類

- (1) 入学一時金貸付申請書(教育委員会に備付の様式)
- (2) 所得証明書(同一世帯で収入のある者すべて) 令和6年度分(令和5年中)
- (3) 入学に関わる物品の購入価格がわかるもの(領収書など)
- (4) 資金を必要とする学校の合格通知書または在学証明書

※貸付申請書は、連帯保証人1人及び保証人2人を必要とし、いずれも本町に居住している18歳以上の者で同一世帯以外の独立の生計を営む者でなければならない。

(特別の事情があると認めるときは、町外の居住者とすることができる。)

なお、連帯保証人や保証人が欠けたとき、または教育委員会が不適當と認めるに至ったときは、直ちに別の連帯保証人・保証人を選任し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

4. 申込締切日 令和7年5月23日(金)

5. 申請書類提出先

〒709-0511

和気郡和気町矢田305番地

和気町教育委員会 教育総務課

(TEL0869-88-1157)